

六番 小林 治晴でございます。

私から、本市議会臨時会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきまして、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、議案第三号 長野市民会館等条例の一部を改正する条例の審査について申し上げます。

この議案は、平成二十七年四月の供用開始を目指して長野市民会館を建て替えるため、現在の長野市民会館の供用を廃止することに伴い、条例を改正するものであります。

まず、原案に賛成するものとして、「長野市民会館建設検討委員会が、基本的に合築の方針を了承する考えを示し、また議会の特別委員会でも、合築案で基本計画案の策定を進めるべきとの意見が大勢を占めたことで、長野市民会館は建て替えを前提に進んでいるものと考えられる。公の施設の廃止に関する条例がある限りは、それに基づいた対応をすべきである」との意見が出されました。併せて、「定例会で提案すべきであるとの意見があるが、臨時会でも重要な議案の審議は可能であり、そういった意味では定例会と同じ位置付けである」との意見が出されました。

一方、原案に反対するものとして、「現在、大きな関心事となっている長野市民会館の廃止を、臨時会に提案すること自体が問題である。今年度の予算で認めただけは飽くまで調査費用であって、取壊しや建設のための予算を認めただけではない。十分な市民合意がなければ、今後の運営にも問題が生ずることとなり、多額の税金を投入して造る施設も生かせなくなるのではないか」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「建設場所等の議論が先行しているのは理解できるが、現在のところ文化芸術振興計画に基づき教育委員会が示す、新市民会館に持たせる四つの役割等の内容については議論が不十分で、市民にも理解されていない状況である。また理事者においては、新年度に向けて、文化芸術振興の拠点となる新市民会館の建設を進めていくに当たり教育委員会と一体となった体制づくりを検討しているとのことである。議論をより深める意味で、基本計画がきちんと提案され、それに対する市民や議会の議論を経た後でも、条例の改正はよいのではないか」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。